域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、

同項の事業の用	第三十七条の又は居住の用
前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項	第三十七条の五第一項の表の掲げる資産の取得をせず、又
同項の事業の用	同条第一項に規定する事業の住の用

を

五第一項に規定する事業の用
各号の下欄には同条第二項
用若しくは居

に改め、同表第三十七条の二第四項の項中「第三十七条の五第二項」を「第三十七条の五第三項」に改め、同表第三十七条の三第三項の項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、取得指定期間（当該譲渡をした日の属する年の翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（政令で定めるやむを得ない事情があるため、同日までに同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）をいう。）内に同表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十第六項第五号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十七条の十一の二第二項中「第三十七条の十三の二」を「第三十七条の十三の三」に改める。

第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第三十七条の十二第七項中「中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十七条の十二の二第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第九項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第三十七条の十三第一項中「この条及び次条において「特定中小会社」を「この項及び第三十七条の十三の三第一項において「特定中小会社」に、「この条及び次条において「特定株式」を「この項及び同条において「特定株式」に、「この条及び次条において同じ。）に」を「同条までにおいて同じ。）に」に、「この条及び次条において同じ。）を」を「第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）を」に、「除く。次条において同じ」を「除く」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社でないことについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等がある場合には、当該法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても法人税法第二条第十号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加え、同条を第三十七条の十三の四とする。

第三十七条の十三の二第一項中「非居住者」の下に「（第三十七条の十三第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該特定株式が前条第一項に規定する設立特定株式に該当する場合には、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者を含む。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「金額（」の下に「第三十七条の十三第一項又は」を加え、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項の規定の」を「第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の」に、「前条第一項の規定又は」を「第三十七条の十三第一項若しくは前条第一項の規定又は」に改め、同条第九項及び第十項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条を第三十七条の十三の三とする。

第三十七条の十三の次に次の一条を加える。

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三の二　令和五年四月一日以後に、その設立の日の属する年十二月三十一日において中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下この項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）が、当該設立特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額）を控除する。

2　前項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、前条第一項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象設立特定株式の取得に要した金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　その年において第一項の規定の適用を受けた金額が二十億円を超える場合における控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第一項第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改め、同条第四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項第一号中「、第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、「若しくは特定非課税管理勘定及び「、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定への移管」を削り、同条第五項第一号中「第二十八項から第三十項まで」を「第三十一項から第三十三項まで」に改め、同号ロ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同号ハ中「から令和十年十二月三十一日まで」を「以後」に改め、同項第二